

商工べつ

大雪を乗り越え、春へ向かう士別市



第371号

(令和4年3月号)

発行 士別商工会議所
〒095-0022 士別市西2条5丁目
TEL (0165) 23-2144
FAX (0165) 23-5417
http://www.shibetsu.ne.jp/shibetsuCCI/
E-mail shibecci@seagreen.ocn.ne.jp
印刷所 齊木印刷株式会社

インボイス制度 ご存じですか？

令和五年十月一日よりインボイス制度が導入されます。新たに適格請求書発行事業者登録制度が創設され、令和三年十月一日より登録が開始されております。

適格請求書発行事業者とは、取引先の仕入税額控除の要件となる「適格請求書」を発行できる事業者になる事ができます。登録の手順として、初めに所轄の税務署長に登録申請書を提出します。登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対してその旨を通知することとなります。

・適格請求書発行事業者に登録するメリット？
消費税額は売上相対から預かった消費税（仮受消費税）から仕入、経費で支払った消費税（仮払消費税）の差額によって生じた金額を基として計算を行います。

令和五年十月一日からは適格請求書発行事業者が発行する適格請求書のみが仕入控除の対象となります。もし、取引先の事業所が消費税の課税事業者となっており、御社が適格請求書発行事業者になっていない場合は、御社から仕入を行った際、消費税額の計算する過程での仕入控除の対象外となり、消費税額をより多く納付しなければならなくなります。その為、取引先との取引関係を有効に保つために、「適格請求

書発行事業者」への登録は欠かせないものとなってきます。

・適格請求書発行事業者に登録した際に生じる事項

一、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合は、免税事業者で基準期間の課税売上高が一千万円以下であっても「適格請求書発行事業者」の登録を受けた日から消費税の課税事業者となり、消費税を納めることとなります。二、登録事業者が発行す

電子帳簿保存法が改正されます 早めのご準備を！

令和四年一月一日に電子帳簿保存法が改正され、電子取引における電子保存の義務化がスタートしました。

所得税法・法人税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存が可能となることと、電子データで送付・受領した請求書・領収書等の電子保存が義務付けられました。※例えば、インターネットでの仕入れを行った際、電子メールで受け取った領収書や請求書のPDFファイルなどを紙に出力して保存することが今回の改正でできなくなりました。※電子保存への準備期間として、紙での保存が令和四年一月から二年間までは可能となり、令和六年一月一日より電子取引を行う全ての事業者が電子データ

る請求書は適格請求書となり、次の記載が必要となります。
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称、登録番号②取引年月日③取引内容（軽減税率対象品目の有無の記載）④税率ごと（一般税率又は軽減税率）に区分して合計した額⑤税率ごとに区分した消費税額⑥相手先氏名又は名称（屋号）。
但し、業種によっては記載内容が簡素化された「適格簡易請求書」で可能となっております。
インボイス制度の詳細につきましては商工会議所又は税務署へお尋ね下さい。

ますので早めのご準備をお願い致します。詳しくは商工会議所までご連絡下さい。

電子取引とは？

電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことをいいます。電子メールやクラウドサービス、EDIシステムなどによる取引情報の授受がこれにあたります。

電子メール 電子メールにより、請求書や領収書などのデータを送信。	ホームページ インターネットのホームページから、請求書や領収書などのPDFをダウンロード。
クラウドサービス クラウドサービスを利用して、電子請求書や電子領収書を送信。	カード クレジットカードや交通系ICカードの利用明細のクラウドサービスにより、請求書や領収書を送信。
ペーパーレスFAX ペーパーレスFAXで、請求書や領収書などのPDFファイルを送信。	DVDなどの記録媒体 DVDなどの記録媒体により、請求書や領収書などのデータを送信。
EDIシステム EDIシステムの利用。	

紙に出力して保存しておく運用は原則NG

令和4年1月1日以降に電子取引によって授受した取引情報は原則として、電子データのまま、電子帳簿保存法に基づいて保存する必要があります。

当所では新型コロナウイルス感染症に伴う 支援金等申請のお手伝いをしております 詳細は当所までお問合せください



まん延防止等重点措置協力支援金 (飲食店等)

北海道による要請に応じて、下記の期間に営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者を対象に、協力支援金が支給されます。

【1～2月分】

要請期間：令和4年1月27日(遅くとも1月29日)から2月20日までの全ての期間

申請受付期間：令和4年2月21日(月)～3月31日(木)〈当日消印有効〉

【2～3月分】

要請期間：令和4年2月21日から3月6日までの全ての期間

申請受付期間：令和4年3月7日(月)～4月30日(土)〈当日消印有効〉

【3月分】

要請期間：令和4年3月7日から3月21日までの全ての期間

申請受付期間：3月22日(月)開始予定

※詳細や申請方法につきましては当所までお問い合わせください。(会員限定)

事業復活支援金

- ・事業復活支援金とは2022年3月までに見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種を問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。
- ・対象者は、新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%未満減少した事業者です。
- ・申請書類や事前確認の有無等は各事業所によって異なりますので、支援金の対象に該当しそうな場合は当所までご相談ください。(会員限定)

給付額					
中小法人等		上限最大250万円		個人事業者等	上限最大50万円
を支給します。					
給付額 基準期間 ^{※1} の売上高-対象月の売上高×5か月分					
<small>※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)</small>					
給付上限額					
売上高減少率	個人	法人			
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超	
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円	
<small>※2 基準月を含む事業年度の年間売上高</small>					

申請期限：令和4年5月31日(火)

育児・介護休業法が改正

令和四年四月一日より順次施行

男女ともに仕事と育児を両立できるように、出生時育児休業制度（産後パパ育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われました。

後パパ育児期間について負担すべき社会保険料の取扱い

（一）有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

○現行

【育児休業の場合】
①引き続き雇用された期間が一年以上

②一歳六か月までの間に契約が満了することが明らかでない

【介護休業の場合】
①引き続き雇用された期間が一年以上

令和四年四月一日より施行
（一）雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

①育児休業・産後パパ育児休業の申請が円滑に行われるようにするため、事業主は次のいずれかの措置を講じなければなりません。

②育児休業・産後パパ育児休業に関する相談体制の整備等

③自社の労働者の育児休業・産後パパ育児取得事例の収集・提供

④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育児制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

○妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する次の事項の周知と休業の取得意向の確認を個別に行わなければならない。

①育児休業・産後パパ育児休業に関する制度
②育児休業・産後パパ育児休業の申し出先
③育児休業給付に関すること

④労働者が育児休業・産後パパ育児期間について負担すべき社会保険料の取扱い

申請期間
原則一か月前まで

分割取得
分割して二回取得可能

休業中の就業
原則就業不可

一歳以降の延長
育休開始日を柔軟化

特別な事情がある場合に限り再取得可能

（三）育休制度（現行）
対象期間／取得可能日数
原則子が一歳（最長二歳）まで

申請期限
原則一か月前まで

分割取得
原則分割不可

休業中の就業
原則就業不可

一歳以降の延長
育休開始日は一歳、一歳半の時点に限定

一歳以降の再取得
再取得不可

（三）産後パパ育児（出生時育児休業）の創設
（四）育児休業の分割取得
○産後パパ育児
対象期間／取得可能日数
子の出生後八週間以内に四週間まで取得可能
申請期間
原則休業の二週間前まで

分割取得
分割して二回取得可能

休業中の就業
労使協定に締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能

ラブ士別・バイ士別運動

お買い物は地元で

新型コロナワクチン 職域接種（三回目）のお知らせ

当所では、トヨタ自動車（株）士別試験場によるワクチン職域接種の呼びかけに賛同し、当所会員事業所を対象に、職域接種の申込受付を行っております。

【対象】当所会員の経営者及び従業員並びに同居の家族（三回目接種券をお持ちの方、二回目の接種から七ヶ月以上経過している方、十八歳以上の方が対象）

【日程】四月十三日（水）～四月十五日（金）

【会場】トヨタ会場）トヨタ自動車（株）シラカバハウス 士別

【費用】無料
【申込方法】士別市民の方と士別市外に住民票のある方で申込方法が異なりますので、事前に当所HPで確認又は当所まで☎二二二二一四四へお問合せ下さい。

※申込みが上限に達した場合、ご希望に添えないことがありますので予めご了承願います。

金融相談会を開催します！

新型コロナウイルスの影響による資金繰り相談、事業資金、事業承継に係る資金等の借入をご希望される方は、ぜひ相談会をご利用下さい。

日時 令和4年4月12日（火）午前10時～午後3時
場所 士別商工会館2階西側会議室
申込み ①相談をご希望の方は、当所へ電話又は窓口でお申込み下さい。
②相談の際は、決算書（直近の二期分）をご用意下さい。
③設備資金を希望の方は、見積書の用意をお願いします。
④直近の試算表と、法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本をご用意下さい。
※相談日3日前までに当所（23-2144）までご連絡ください。

check! オススメ！マル経融資 小規模事業者の方の経営をバックアップする為無担保・無保証人で当所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

無担保・無保証人で 最大2,000万円 の借入	低利・固定金利で利用しやすい! 1.22% 3月1日現在	返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

業界における景気動向調査 (令和3年12月期～令和4年1月期)

業況	令和3年12月期	令和4年1月期	令和4年2月期～4月期見通し
天気図	晴	晴	晴
建設業	晴	晴	晴
製造業	晴	晴	晴
小売業	晴	晴	晴
大型店	晴	晴	晴
サービス業	晴	晴	晴
金融業	晴	晴	晴

当商工会議所が会員企業への経営指導に活用する為、各六業種に分類し、毎月、調査を行なっています。調査項目につきましては六項目となり、それぞれ前年同月比及び向こう三ヶ月間の見通しを調査を実施しております。左図につきましては、業況の状況について掲載しております。

☀️ 好転 ☁️ 不変 ☔️ 悪化

令和4年3月分（4月納付分）から保険料率が変わります

健康保険料率
現行 10.45% → 10.39%

介護保険料率
現行 1.80% → 1.64%

新規会員のご紹介

ご入会ありがとうございました。（敬称略）

事業所名	
代表者名	中川 友彦
住所	多寄町37線西
部会	商業第一部会

新規採用職員のご紹介

おおさき ゆうこ
大崎 佑悟 (18)

士別翔雲高校を卒業し、4月1日から当所職員として仲間入りしました。皆様どうぞよろしくお願ひします！

PROFILE

1. 在学中の部活動について
中学1年生からウエイトリフティング部に所属
最高成績は全国2位
2. 休日の過ごし方
夏：釣り
冬：スノーボード
3. 今後の抱負
働く経験は人生で初めてなので、チャレンジ精神を忘れず何事にも挑戦し、一生懸命頑張っていきたい。

令和4年4月より 雇用保険料率の変更が予定されております

雇用保険法の改正に関する法律案が国会に提出されており、成立された場合、令和4年4月より下記の通り雇用保険料率が段階的に引き上げることとなります。

現行（令和4年3月まで）

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設業	4/1,000	8/1,000	12/1,000

令和4年4月から

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

令和4年10月から

	労働者負担	事業主負担	合計
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

労働保険事務組合へ委託しませんか？

当所では「士別労働保険事務組合」が事業主の皆様へ代行して労働保険事務処理を代行して行っております。

これから労働者の雇入れを考えている方、労働者はいるけど手続きが済みでない方、加入したいけど手続きが面倒…などご相談に応じます。

どうぞお気軽に「士別労働保険事務組合」をご利用ください。

事務組合へ事務委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付等や雇用保険に関する届出等の労働保険事務を処理します。手間が省けます。
- ②労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することが出来ます。（一定条件あり）
- ③労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。
- ④保険料は口座振替（北星信用金庫に限る）により納付することも出来ます。（一期：六月、二期：十月、三期：一月の振替月となりますので是非ご利用ください。）

事務組合へ委託されている皆様へ

令和4年度の年度更新の時期が近づいております。四月中旬頃に「賃金等の報告」の用紙を発送する予定ですので、お早めの準備をよろしくお願いいたします。

委託できる事務の範囲

- ・概算保険料・確定保険料の申告及び納付に関する事務。
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務。
- ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務。
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務。
- ・その他労働保険に関する申請、届出、報告に関する事務。

委託できる事業所

- ・金融、保険、不動産、小売業は五十人以下。
- ・卸売、サービス業は百人以下。
- ・その他の事業は三百人以下の事業所。

※既に個別で事務処理を行っている事業所の方も委託できます。